



ふそう 福祉だより

2019年4月号

No.

132

■編集・発行／社会福祉法人扶桑町社会福祉協議会
〒480-0104 扶桑町大字斎藤字榎230番地
(扶桑町総合福祉センター内)
TEL (0587) 93-4300 FAX (0587) 93-4349

「親子防災教室」を開催しました!



1月26日(土)10時より総合福祉センターにて、「親子防災教室」を開催しました。町内の小学4~6年生の皆さんと保護者を対象に、親子で一緒に風水害の防災について学びました。また、開催には「ふそう災害ボランティアセンターの会」の皆様にご協力いただきました。

座学では、風水害が発生した時はどのように行動したら安全か、避難時に気を付ける事などを学び、防災グッズの作製では、皆さん楽しみながら真剣に取り組んでいました!

参加者から「扶桑町の避難所、避難場所について、もう一度、家族と話しあおう」といった感想もあり、親子防災教室を通して家族で考える機会になりました。

ボランティア保険」のご案内

ボランティア行事用保険

ボランティア・福祉活動中に参加者がケガをした(傷害事故)、主催者が他人にケガをさせてしまった、他人の物を壊してしまった(賠償事故)などを補償します。

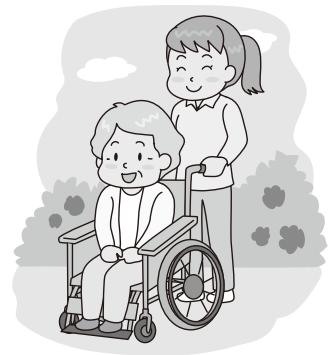
対象となるボランティア行事

加入対象者となる団体等が主催者となって行う
地域福祉活動やボランティア活動に関わる行事
(行事参加者の実習を伴う講習会や研修会を含む)

单発の行事や主催者として
参加者を守りたい場合に
オススメ!

補償の対象者

- 傷害補償…行事参加者全員(主催者・スタッフを含む)
- 賠償責任補償…主催団体 ※行事参加者の賠償責任補償ではありません



補償期間

行事開催期間(加入手続き完了日の翌日以降の行事開催日から補償されます)

保険料

	行事区分(行事例)	保険料
日帰行事(1名1日あたり)	A行事(施設見学会、各種研修会等)	30円
	B行事(運動会、日帰りキャンプ等)	135円
	C行事(自動車安全運転講習会、柔道等)	265円
宿泊行事(1名あたり)	1泊2日まで	251円
	2泊3日まで	308円
	3泊4日まで	314円

その他

- ・団体で加入される場合には、代表者の印鑑(団体印でも可)が必要です。
- ・日帰行事のみ、参加者20名以上から対象となります。
- ・ボランティア行事用保険の場合は、参加名簿、振込手数料が必要です。

詳しくは、お問い合わせください。

<問い合わせ先>
扶桑町社会福祉協議会
電話：93-4300/FAX：93-4349



2019年度版「ボラン

ボランティア活動保険

ボランティア・NPO活動中にボランティア自身がケガをした(傷害事故)、他人にケガをさせてしまった、他人の物を壊してしまった(賠償事故)などを幅広く補償します。

対象となるボランティア活動

無償で他人や社会に貢献することを目的とする活動

※活動場所と自宅の往復途上の事故も補償の対象になります。

年間通しての
活動にオススメ!

対象となる事故

●傷害補償

- (例) ・ボランティアがボランティア活動中に転んでケガした。
- ・ボランティア活動からの帰宅途中に自転車に跳ねられケガをした。
- ・ボランティア活動中、食べた弁当でボランティア自身が食中毒になった。

●賠償責任補償

- (例) ・介護ボランティア中に、誤って車いすから利用者を落としてケガをさせ賠償責任を負った。
- ・ボランティアが体育館備え付けの運動具を破損させ賠償責任を負った。
- ・ボランティアが調理し配給した弁当で食中毒が発生し、損害賠償を負った。
- ・ボランティアが建てた仮設テントが、設置の不備により倒れ、下にいた子どもがケガをして賠償責任を負った。

補償期間

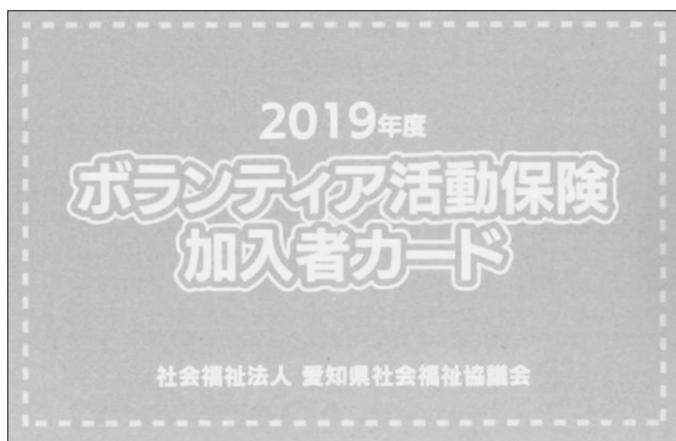
2019年4月1日から2020年3月31日まで

※中途加入の場合は、加入手続完了日の翌日から2020年3月31日まで

1名あたりの年間保険料（1名1口、中途加入の場合も保険料は同額）

	Aプラン	Bプラン	Cプラン
基本プラン	250円	300円	350円
基本+天災プラン（地震・噴火・津波によるケガも補償）	400円	500円	600円

※手続き完了後、加入者カードをお渡しております



ボランティア活動保険 加入者カード	
加入者名 (団体・グループ名)	
受付社協 TEL	
加入プラン	A・B・C・天災A・天災B・天災C
補償期間	2020年3月31日まで

※このカードはなくさないように大切に保管して下さい。このカードは他人に譲渡しないで下さい。

安心ステーション
フリーダイヤル 24時間365日 全国どこからでも事故受付
Tel 0120-258189 (三井住友海上火災保険)

扶桑町福祉センターご利用案内

1.休業日 毎週月曜日、1月1日～1月3日、12月29日～12月31日

2.業務時間 午前9時～午後5時 但し、入浴施設は午前10時～午後4時
おもちゃ図書館は午前10時～午後5時までです。

3.利用許可を受ける施設

☆個人利用できる施設

教養娯楽室、学習室、浴場、おもちゃ
図書館、機能回復訓練室兼トレーニングルーム

☆団体利用できる施設

教養娯楽室、学習室、大会議室、研修室、
録音室、作業室



4.利用手続き

・個人、団体とも3階スタッフルームで手続き下さい。

団体利用は、利用しようとする日の7日前までに利用許可を受けてください。



5.利用料金

(1)個人利用

①扶桑町に住所のある方

・浴場を利用される60歳未満の方は、利用料200円が必要です。

②扶桑町以外に住所のある方

・施設利用料300円が必要です。尚、おもちゃ図書館のみの利用は無料ですが、他の施設を利用する場合は保護者のみ300円が必要です。

(2)団体利用

・利用する部屋や機材等により算出します。

・町外居住者は一人あたり利用料300円が必要です。

～もちつき大会を行いました～

1月12日(土)総合福祉センターにてもちつき大会を行いました。

370人ほどの方が来場され、つきたてのお餅と豚汁を楽しんでいただき、盛況のうちに終わることができました。

手伝っていただいたボランティアの皆様、誠にありがとうございました！



平成30年度「福祉体験作文コンクール」作品紹介

愛知県社会福祉協議会の主催により、福祉活動やボランティア活動について、689名の児童・生徒から福祉体験作文が寄せられ、その結果、28名の方の作文が優秀作品に選ばれました。扶桑町から8名の方が応募されましたので、柏森小学校4年恒川結仁さんの作文をご紹介します。

※平成30年度の学年です。

声をかける勇気

柏森小学校 四年 恒川 結仁

ぼくは、町で行われた「親子で福祉体験」に参加して目の不自由な方から話を聞きました。また、見えない世界を体験して、しかくしょう害者へのサポートの仕方を教えてもらいました。

とくに印しようにのこったことは、点字ブロックの話です。線ブロックは「進め」、点ブロックは「止まってかくにん」の意味があることをはじめて知りました。ぼくはこれまで自転車でブロックの上を通り、ガタガタしていくやだなと思いました。しかし、目の不自由な方にとってとても大切なものだと分かり、反せいしました。これらは、ブロックの上をできるかぎり通らず、止まらないようにしようと思います。今後、町の中で点字ブロックが有効に活用されるよう、町の人たちみんなが点字ブロックの意味を知り、歩行（通行）に気を配る人が増えるといいと思います。

次に心にのこったことは、目かくしをしで見えない世界を体験したことです。ぼくは、目かくしをしたとき不安でしかたがありませんでした。とてもこわかつたです。でも、周りの人の声が聞こえてきて手を出して助けてもらったら、ほっとしました。反対に、目かくしをしたお父さんをサポートするときは、声をかけるタイミングがずれたり、伝えたい言葉がスムーズにいえなかつたりし、意思を合わせることがむずかしかつたです。なれてくると目かくしをしたお父さんを上手に動かしていすにすわらせることができました。見えない人にとって周りの人の声かけは、とても重要な実感しました。その他、目かくしをして豆つかみや物あてゲームをしました。見て見えない分、においや手ざわりに意しきを集中させました。目以外の感かくがきたえられているよな気がしました。

今回の教室で、し力しよう害の方が話された「できないと勝手にきめつけられてさべつされることは一番いや。」という言葉にぼくは、大きなしょうげきをうけました。ぼくは、この言葉にこめられた思いを考えてみました。しょう害者とけんじょう始まるのではないかなど考えました。けんじょう者は、話しかけもせず、思いこみで行動してしまうのかなと思います。ぼくは、今までお年よりや赤ちゃんづれの方に電車で席をゆずつたり、荷物を持ってあげたりした事はありますが、白じょうを持つ人を見かけても、どう声をかけていいか分かりませんでした。七月にヘルプマークが配ふやれるようになつたので、こまついい人に声をかけやすくなりましたが、自分から進んで声かけができる人になりたのです。そのためには、思いこみではなく、言葉づかいや話すタイミングなどを考えて良い声かけをしなければなりません。そして、本当に助けが必要な時に助けてあげることが重要だと思いました。また、体の不自由な人やこまつている人に声をかけることができる人が町にふえてほしいと思います。

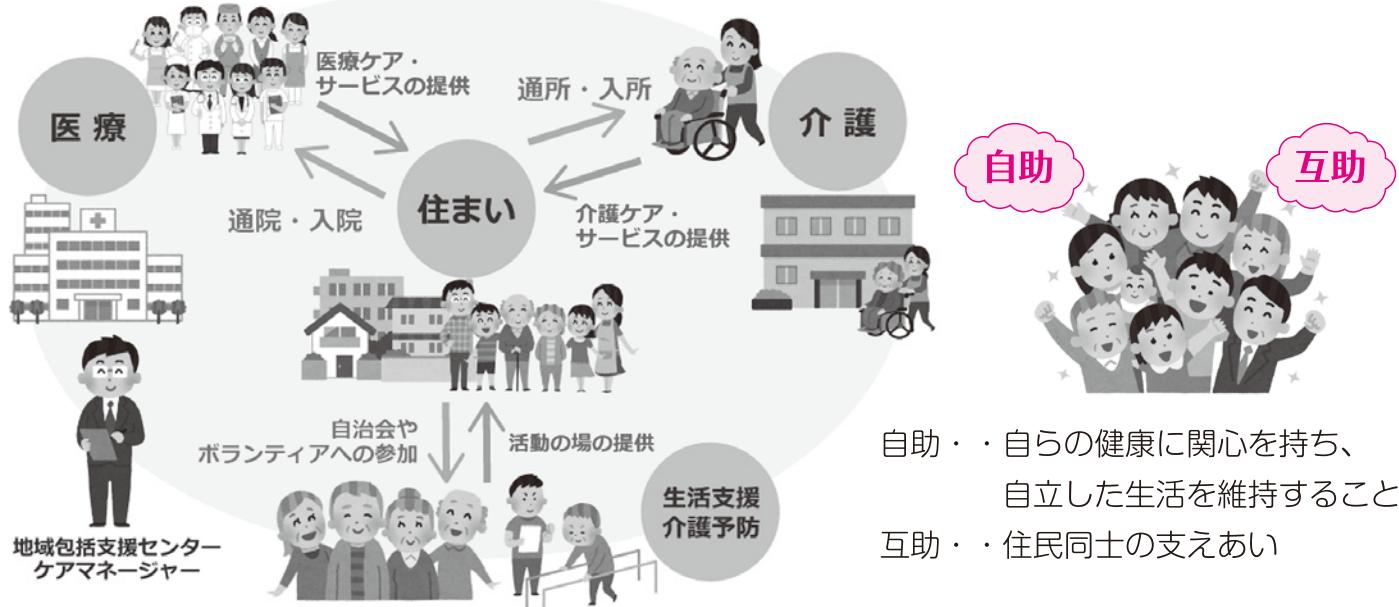


地域包括支援センター通信

地域包括ケアシステムをご存知ですか？

高齢者になっても住みなれた地域で、自立した生活を送ることができるように、必要な医療、介護、福祉サービスなどを一体的に提供し、全ての世代で支え・支えられるまちづくりをすることです。

地域包括ケアシステムのイメージ



地域包括ケアシステムは自助・互助がポイントです。そして、地域包括ケアシステムを支えるためには皆さんの協力が必要です。

今年度、認知症支援交流会がスタートします

認知症支援交流会を、毎月1回福祉センターで開催する事になりました。認知症の方の介護でお困りの方は、是非交流会にご参加ください。同じように悩んでいる仲間と出会え、様々な悩みを共有し、話すことで気持ちが軽くなります。

また、今年度は2回講師に来ていただき、対応方法などについて学ぶこともできます。

詳細は広報5月号に掲載予定です。お楽しみに…☆



写真は、昨年度の認知症支援勉強会の様子です。参加された方たちからは、気づく事がたくさんあったと好評でした。

扶桑町地域包括支援センター（高齢者の総合相談窓口）問い合わせ先：91-1171

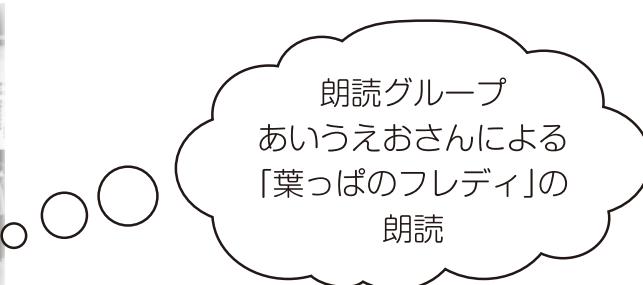
営業時間：月曜～金曜の午前8時30分～午後5時15分（土日祝は休み）

ふそう団体交流会報告

平成31年1月13日(日)に扶桑町ボランティア連絡協議会とぶらねっと扶桑合同で団体交流会を開催しました。今回の交流会では、町内で活動している団体が、どのような活動をしているのかをお互いに理解し合うことなどを目的として、行われました。

まず、第一部では、「ボランティア勉強会」として、朗読グループあいうえおの皆さんにご協力いただき、「よりよい朗読をめざして」というテーマで、発声や発音などの方法についてのお話や、実際の朗読を披露していただきました。

次に、第二部では、「活動を広める会」として、町内で活動する15団体の皆さんによる活動PRが行われました。



各団体のPRの時間は、「2分間」と限られた時間での発表でしたが、発表者の皆さんには、工夫を凝らした発表を行っていました。

そして、最後に「交流タイム」を行い、参加者の皆さん同士でお茶を飲みながら、和やかな雰囲気で交流されていました。

善意のご寄附

ありがとうございました。

(社会福祉協議会へ)

ご 氏 名	寄付内容
某 様	153,339 円
初老祝 様	50,000 円
扶桑中学校昭和47年度卒業生同窓会一同 様	34,156 円
あっぷるぱい	6,000 円
某 様	5,000 円
某 様	5,000 円

(おもちゃ図書館へ)

ご 氏 名	寄付内容
某 様	おもちゃ

(1月1日～2月28日・順不同)

心配ごと相談

※予約ができます。
予約された方を優先させていただきます。

第1金曜日は民生委員(経験者)または保護司、第3金曜日は行政相談委員または人権擁護委員が、住民の皆さんがあらゆる困りごとや悩みごとの相談に応じます。

相談日／4月5日(金)・19日(金)・5月17日(金)

時 間／午後1時30分～4時30分

場 所／扶桑町総合福祉センター 2階 相談室

法律相談

※予約(4月分は4月1日から、5月分は5月7日から)が必要です。
初めての方を優先させていただきます。

弁護士が、法律に関する専門的な相談に、無料で応じます。

相談日／4月22日(月) 5月27日(月)

時 間／午後1時30分～4時30分

場 所／扶桑町総合福祉センター 2階 相談室

ご利用ください

食事サービス



ボランティア・民生児童委員の方々に
ご協力いただいて、実施しています。

●対象となる方

扶桑町内にお住まいの一人暮らしや戸間独居、
高齢者世帯、重症心身障害児者の方

●実施日

第2、第4月曜日の昼食(祝日等除く)

●ご負担

1食につき200円

おもちゃ図書館

手作りおもちゃ・布絵本を用意して待っています。
(毎週月曜日及び年末年始はお休みです)

時 間 午前10時～午後5時

場 所 総合福祉センター 3階 おもちゃ図書館

対 象 3歳位(保育園等入園前)までのお子様と保護者の方。

「声の広報」

この「ふそう福祉だより」、「広報ふそう」、「議会だより」をカセット・CDに録音し、ご要望の方に貸し出しています。

「朗読グループあいうえお」の皆さんの協力を得ています。



赤ちゃん絵本プレゼント



1歳未満の赤ちゃんを対象に、五感や想像力の発達と豊かな心が育まれることを願い、絵本をプレゼント致します。

対象となる方：

扶桑町内にお住まいの1歳未満のお子さま

お渡しの方法：

母子健康手帳など扶桑町在住を証明できるものをご持参の上、扶桑町総合福祉センター2階、社会福祉協議会事務局までお越しください。

(土日祝日は3階管理人室へお声を掛けてください。)

慶弔のお返しの一部をまちの 福祉のために役立てていただけませんか

お祝いごとや香典のお返しを扶桑町の福祉のためにご検討ください。

ご寄附いただきました方には、町長及び本会会長名を入った礼状をご用意させていただきます。



<扶桑町総合福祉センター 外観 >



社会福祉法人 扶桑町社会福祉協議会

〒480-0104 扶桑町大字斎藤字榎230番地
(扶桑町総合福祉センター2階)

T E L : (0587) 93-4300

F A X : (0587) 93-4349

e-mail : f.syakyo@k5.dion.ne.jp

◆ 地域包括支援センター

TEL:91-1171 FAX:92-2863

◆ 訪問介護(ホームヘルパー)

TEL:93-9290 FAX:92-2864

◆ デイサービスセンター

TEL:91-1161 FAX:92-2862

◆ 居宅介護支援事業所

TEL:91-1103 FAX:93-6151

◆ 訪問看護ステーション

TEL:91-1181 FAX:92-2864

◆ 福祉センター

TEL:91-1151 FAX:92-2861

